

生駒市立学校給食センターの見学及び試食に関する要綱

(目的)

第１条 この要綱は、市内の児童生徒の保護者を始め、より多くの地域住民等に学校給食の趣旨等について理解を得、行政と保護者等が一体となった給食作りをさらに発展させることにより、未来を担う児童生徒の心身の健全な発達に寄与するため、生駒市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の見学及び試食に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第２条 給食センターの見学及び試食を行うことができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の小中学校の児童生徒の保護者
- (2) 就学前の幼児及びその保護者
- (3) その他教育長が認める者

(実施日時)

第３条 見学及び試食を行うことができる日時は、給食センターの稼働日時に、業務に支障がないと給食センターの所長（以下「センター所長」という。）が認める日時とする。

(申込み)

第４条 見学又は試食をしようとする者は、その実施日の１０日前までに学校給食センターの見学及び試食申込書（別記様式）をセンター所長に提出し、その承認を受けるものとする。

- ２ 見学をすることができる人数は、４０人以内とする。
- ３ 試食をすることができる人数は、施設の関係上１回２５人以内とする。
- ４ 見学及び試食の変更及び中止は、認めないものとする。ただし、若干人の変更は、実施日前々日（土、日曜日及び祝日等を除く）の午後１時までに連絡が

あれば、認めるものとする。

(変更又は中止)

第5条 センター所長は、次に掲げる場合には、見学又は試食の変更又は中止をすることができる。

(1) 災害、事故、警報発令等により学校給食が中止される場合

(2) その他給食センターの業務に支障又はそのおそれがある場合

(費用負担)

第6条 試食をしようとする者は、試食に要する費用として原材料費に相当する金額を負担するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター所長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から運用する。

平成24年度試食実施回数集計表

NO.	試食月日	人数	試食場所	NO.	試食月日	人数	試食場所
1	4月18日	12	センター	21	11月15日	23	センター
2	5月22日	69	壺分小	22	11月19日	57	台小
3	6月1日	41	真弓小	23	12月5日	62	生小
4	6月7日	28	二小	24	12月7日	67	鹿小
5	6月19日	33	センター	25	1月29日	21	あ小
6	6月21日	68	鹿小	26	2月1日	70	北小
7	9月18日	23	センター	27	2月14日	63	緑中
8	10月11日	23	センター	28	2月28日	63	俵小
9	10月18日	6	台小	29	3月1日	99	真弓小
10	10月18日	26	俵小	30	3月6日	78	東小
11	10月18日	72	生小	31	3月7日	100	あ小
12	10月18日	66	壺分小	32	3月12日	70	鹿中
13	10月22日	56	南小	33			
14	10月23日	78	南小	34			
15	10月24日	11	台小	35			
16	10月25日	122	台小	36			
17	10月26日	51	桜小	37			
18	10月30日	81	桜小	38			
19	11月5日	25	センター	39			
20	11月6日	25	センター	40			
				合計		1,689	

	回数	人数
学校	25	1,525
給食センター	7	164
合計	32	1,689